（その１）　※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

千葉県選挙管理委員会 31.4.23 千選管 第　号

収支報告書　（平成 30 年分）

（ふりがな）（じょうほうしゃかいにむけてあたらしいせいじをつくるかい）

1　政治団体の名称　情報社会に向けて新しい政治を創る会

2　主たる事務所の所在地　千葉県松戸市岩瀬153－1　アセッツ松戸1階

3　代表者の氏名　生方　幸夫

4　会計責任者の氏名　福島　靖男

問合せ先

（担当者）　宮脇英彰

（電話）　047－330-2502

（担当者）

（電話）

※問合せ先については、必ず連絡のとれる連絡先を記載してください。

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☐ 政党
☑ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名　生方幸夫
・公職の種類　衆議院議員
（該当する方に○→）（現職・候補者）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☑ １年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無
☐ 無
☑ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類　衆議院議員
（該当する方に○→）（現職・候補者）
・資金管理団体の届出をした者の氏名　生方幸夫
・資金管理団体の指定の期間
☑ １年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意（1）上記のうち、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び会計責任者の氏名に記載する内容は、提出日現在で届出ている内容と一致してください。
（2）上記のうち、政治団体の区分、活動区域の区分、国会議員関係政治団体の区分、資金管理団体の指定の有無に記載する内容は、前年12月31日現在の状況に従い記載してください。
（3）記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（4）提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は記載不要。選挙管理委員会が記載。）

団体コード						翌年への繰越金
3	1	6	7	3	0	¥210,914

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1　収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）		11,	114,	392
①（前年からの繰越額）			57,	777
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）		11,	056,	615
(2) 支出総額　(表(その13-1)の合計額)		10,	903,	478
(3) 翌年への繰越額　((1)－(2))			210,	914

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額 A			572,	000
員数				269

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附			10,	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)			10,	000	(ｱ)～(ｳ)の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B　(ア＋イ)			10,	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その３－１）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）

事業の種類	金額 十億	百万	千	円	備考
生方幸夫新春の集い（2月3日）			328,	500	
バス旅行（5月26日）			584,	000	
ビアパーティ（9月1日）			151,	000	
この頁の小計		1,	063,	500	
合計 C		1,	063,	500	

注意 (1) 政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「○○紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「○○会会費」、その他の事業にあっては「その他催物事業」と記載すること。
(2) 政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

（その３－２）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティー）

政治資金パーティーの名称	金額				開催年月日	開催場所（所在地及び施設名）	備考
	十億	百万	千	円			
生方幸夫君と一緒に政治を考える会		4,	460,	000	H30. 2. 20	ホテルニューオータニ	
生方幸夫朝食セミナー		1,	970,	000	H30. 7. 3	ホテルニューオータニ	
生方幸夫君と一緒に政治を変える会		2,	940,	000	H30. 11. 26	ホテルニューオータニ	
この頁の小計		9,	370,	000			
合計 D		9,	370,	000			

注意 (1) 収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）については、本表のほか表（その10）も提出すること。
(2) 20万円超の購入者がいる場合には、表（その11-1）～（その11-3）にその内容を記載すること。
また、あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた者がいる場合には、表（その12-1）～（その12-3）にあっせんの内容を記載すること。
(3) 他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

（その６）

（６）その他の収入

摘　要	金額 十億	百万	千	円	収入年月日	備考
この頁の小計				0		
１件10万円未満のもの			41,	115		
合計 G			41,	115		

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
この頁の小計				0				
その他の寄附			10,	000				
合計			10,	000				

→ ※ 下記注意（1）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その13-1）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目	金額	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	備考
1 経常経費	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	
(1) 人件費	3,242,003		
(2) 光熱水費	39,471		
(3) 備品・消耗品費	310,146		
(4) 事務所費	612,582		
小計 ((1)～(4))	4,204,202		
2 政治活動費	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	
(1) 組織活動費	1,098,043		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	5,280,217		
（内訳） ア 機関紙誌の発行事業費	0		
（内訳） イ 宣伝事業費	0		
（内訳） ウ 政治資金パーティー開催事業費	4,109,119		
（内訳） エ その他の事業費	1,171,098		
(4) 調査研究費	321,016		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計 ((1)～(6))	6,699,276	うち本部・支部間の交付金合計 円	
合計	10,903,478	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

※ア行からエ行の合計を、(3)行に記載すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その 14）、（その 15）の注意書きを参照。）

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その 14)	政治活動費内訳書(その 15)
国会議員関係政治団体	1 件 1 万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1 件 5 万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

「コピー後により複写した領収書の写し」が必要

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-1）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
光熱水費按分			39,	471	H30. 12. 27	立憲民主党千葉県第6区総支部	千葉県松戸市岩瀬153－1アセッツ松戸1階	
この頁の小計			39,	471				
その他の支出				0				
合計			39,	471				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	備品・消耗品費（消耗品費）	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務用品代			26,	884	H30. 4. 16	麻布食品株式会社	東京都港区麻布台2－2－1 麻布台ビル	
事務用品代			10,	542	H30. 5. 16	麻布食品株式会社	東京都港区麻布台2－2－1 麻布台ビル	
事務用品代			10,	850	H30. 11. 9	麻布食品株式会社	東京都港区麻布台2－2－1 麻布台ビル	
名刺代			19,	040	H30. 10. 12	大槻デザイニング株式会社	東京都江東区牡丹3－28－1	
この頁の小計			67,	316				
その他の支出			242,	830				
合計			310,	146				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-3）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピー機リース料			25	920	H30. 2. 13	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1－3－1 西新橋スクエア	
コピー機リース料			12	960	H30. 3. 14	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1－3－1 西新橋スクエア	
コピー機リース料			12	960	H30. 4. 10	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1－3－1 西新橋スクエア	
コピー機リース料			12	960	H30. 4. 26	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1－3－1 西新橋スクエア	
コピー機リース料			12	960	H30. 6. 12	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1－3－1 西新橋スクエア	
コピー機リース料			12	960	H30. 6. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1－3－1 西新橋スクエア	
コピー機リース料			12	960	H30. 7. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1－3－1 西新橋スクエア	
コピー機リース料			12	960	H30. 8. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1－3－1 西新橋スクエア	
コピー機リース料			12	960	H30. 9. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1－3－1 西新橋スクエア	
コピー機リース料			12	960	H30. 10. 29	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1－3－1 西新橋スクエア	
コピー機リース料			12	960	H30. 11. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1－3－1 西新橋スクエア	
コピー機リース料			12	960	H30. 12. 27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1－3－1 西新橋スクエア	
家賃按分			259	200	H30. 12. 27	立憲民主党千葉県第6区総支部	千葉県松戸市岩瀬153－1アセッツ松戸1階	
この頁の小計			427	680				
その他の支出				324				
合計			428	004				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（その14-3）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（通信費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			134	578				
合計			134	578				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（事務管理費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
監査報酬料			50,	000	H30. 12. 14	吉田要介	千葉県松戸市本町18－4 NBF松戸ビル5階	
この頁の小計			50,	000				
その他の支出				0				
合計			50,	000				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
②①以外の資金管理団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) ①組織活動費 ②選挙関係費 ③機関紙誌の発行事業費 ④宣伝事業費 ⑤政治資金パーティー開催事業費 ⑥その他の事業費 ⑦調査研究費 ⑧寄附・交付金 ⑨その他の経費	委託浮間	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (旅費交通費)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
タクシー代			11,	780	H30. 1. 30	東京りんかい交通株式会社	東京都江東区新木場1－14－3	
タクシー代			12,	830	H30. 2. 15	本所タクシー株式会社	東京都墨田区横川1－14－12	
タクシー代			10,	810	H30. 3. 1	株式会社アシスト三鷹営業所	東京都三鷹市井口3－11－1	
タクシー代			12,	970	H30. 3. 6	北光自動車交通株式会社	東京都板橋区徳丸3－21－4	
タクシー代			11,	560	H30. 3. 14	東洋交通株式会社	東京都北区浮間5-4-51	
タクシー代			11,	420	H30. 4. 6	日交美輝株式会社	東京都足立区中川5-16-10	
タクシー代			11,	710	H30. 4. 24	橋本タクシー	東京都世田谷区弦巻2-30-18	
タクシー代			12,	970	H30. 6. 12	日本交通株式会社赤羽営業所	東京都北区浮間5-4-51	
タクシー代			11,	850	H30. 6. 16	昌谷タクシー	東京都文京区本駒込5-39-13	
タクシー代			12,	900	H30. 7. 12	日本交通株式会社赤羽営業所	東京都北区浮間5-4-51	
タクシー代			13,	110	H30. 10. 27	KAMEI TAKI	東京都品川区荏原2-1-8-105	
タクシー代			12,	610	H30. 11. 1	東京七福交通株式会社	東京都江東区亀戸8-26-10	
この頁の小計			146,	520				
その他の支出			50,	110				
合計			196,	630				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) ①組織活動費　6 その他の事業費 2 選挙関係費　7 調査研究費 3 機関紙誌の発行事業費　8 寄附・交付金 4 宣伝事業費　9 その他の経費 5 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (渉外費)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会費			26,	000	H30. 1. 27	オフィストライ・アングル	東京都中央区新川2-21-16 グランドハイツ八丁堀304号	
会費			12,	000	H30. 3. 15	連合千葉議員団会議	千葉県千葉市中央区中央4-13-10	
会費			20,	000	H30. 4. 25	古賀一成氏叙勲受賞祝賀会実行委員会	東京都千代田区一番町6-4	
会費			12,	000	H30. 5. 8	連合千葉議員団会議	千葉県千葉市中央区中央4-13-10	
会費			20,	000	H30. 11. 13	衆議院議員岡島一正を叱咤激励する集い事務局	東京都千代田区永田町2-2-1	
会費			12,	000	H30. 11. 22	連合千葉議員団会議	千葉県千葉市中央区中央4-13-10	
チケット代			35,	000	H30. 12. 12	エーエムエス代表大木正剛	東京都中央区日本橋人形町2-3-5	
この頁の小計			137,	000				
その他の支出			76,	742				
合計			213,	742				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①　組織活動費 2　選挙関係費 3　機関紙誌の発行事業費 4　宣伝事業費 5　政治資金パーティー開催事業費 6　その他の事業費 7　調査研究費 8　寄附・交付金 9　その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
飲食代			29,	660	H30. 1. 25	番屋　赤坂店	東京都港区赤坂2-14-34	
飲食代			14,	920	H30. 2. 19	番屋　赤坂店	東京都港区赤坂2-14-34	
土産代			15,	811	H30. 4. 13	株式会社高島屋柏店	千葉県柏市末広町3-16	
飲食代			69,	379	H30. 4. 26	日本料理　—	東京都中央区銀座6-2-1	
飲食代			128,	580	H30. 5. 21	すし処　魚しん	東京都港区赤坂3-16-5	
飲食代			22,	550	H30. 5. 24	株式会社いとう屋	東京都港区赤坂6-6-29	
飲食代			55,	698	H30. 5. 25	沖縄懐石　赤坂譚亭	東京都港区赤坂6-16-11	
飲食代			28,	274	H30. 7. 17	東昌企業株式会社	東京都港区赤坂3-10-1	
飲食代			96,	994	H30. 7. 26	広東名菜　赤坂璃宮	東京都港区赤坂5-3-1	
飲食代			81,	789	H30. 10. 24	沖縄懐石　赤坂譚亭	東京都港区赤坂6-16-11	
飲食代			109,	563	H30. 11. 1	六本木　酒饗　ほたる	東京都港区六本木7-3-21	
この頁の小計			653,	218				
その他の支出			34,	453				
合計			687,	671				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 1 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費 (5) 政治資金パーティー開催事業費 6 その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (生方幸夫君と一緒に政治を考える会 2月20日)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会場代		1,	408,	590	H30. 2. 28	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
この頁の小計		1,	408,	590				
その他の支出				27, 759				
合計		1,	436,	349				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1 組織活動費　6 その他の事業費 2 選挙関係費　7 調査研究費 3 機関紙誌の発行事業費　8 寄附・交付金 4 宣伝事業費　9 その他の経費 (5) 政治資金パーティー開催事業費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （生方幸夫朝食セミナー7月3日）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
郵送代			35,	834	H30. 5. 21	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
印刷代			232,	416	H30. 5. 29	エスティム株式会社	千葉県松戸市古ヶ崎3-3321	
講師料			100,	000	H30. 7. 3	浜　矩子	東京都世田谷区下馬5-5-3	
会場代			360,	769	H30. 7. 18	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
この頁の小計			729,	019				
その他の支出			56,	594				
合計			785,	613				

注意　(1)　① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2)　「５　政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 1 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費 ⑤ 政治資金パーティー開催事業費 6 その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (生方幸夫君と一緒に政治を変える会11月26日)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 (十億 / 百万 / 千 / 円)	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
郵送代	54,284	H30.10.1	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
印刷代〃	262,764〃	H30.11.2〃	エスティム株式会社〃	千葉県松戸市古ヶ崎3-3321〃	
宅急便代〃	10,625〃	H30.11.29〃	ヤマト運輸株式会社〃	東京都中央区銀座2-16-10	
土産代〃	140,000〃	H30.11.30〃	株式会社富井〃	千葉県松戸市常盤平5-9-12〃	
会場代〃	1,356,318〃	H30.12.12〃	株式会社ニュー・オータニ〃	東京都千代田区紀尾井町4-1〃	
この頁の小計	1,823,991〃				
その他の支出	63,166				
合計	1,887,157〃				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 1 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費 5 政治資金パーティー開催事業費 (6) その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (生方幸夫新春の集い2月3日)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会場代			340,	880	H30. 2. 15	真心の味　さんかい亭	千葉県松戸市日暮1-16-16	
この頁の小計			340,	880				
その他の支出			5,	572				
合計			346,	452				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費 5 政治資金パーティー開催事業費 ⑥ その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （生方幸夫新春の集い2019年2月9日）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場使用料			48,	590	H30. 11. 9	松戸商工会議所	千葉県松戸市松戸1879-1	
この頁の小計			48,	590				
その他の支出				0				
合計			48,	590				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：１件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 1 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費 5 政治資金パーティー開催事業費 (6) その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (バス旅行　5月26日)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
バス代			405,	240	H30. 6. 6	あすか交通株式会社	千葉県千葉市美浜区幸町2-19-46	
船代・弁当代			207,	360	H30. 6. 6	株式会社いわきデイクルーズ	福島県いわき市小名浜字辰巳町43-1	
この頁の小計			612,	600				
その他の支出			19,	618				
合計			632,	218				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 1 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費 5 政治資金パーティー開催事業費 ⑥ その他の事業費 7 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (ビアパーティ 9月1日)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
ビール・缶酎ハイ代 〃			39,	138 〃	H30. 8. 29 〃	やまや 松戸栄町店 〃	千葉県松戸市栄町西4-1193 〃	
肉代 〃			22,	081 〃	H30. 8. 31	万星食品株式会社 〃	千葉県松戸市松戸新田23-22 〃	
会場使用料 〃			19,	030 〃	H30. 9. 1 〃	ティ・ワイ開発株式会社 〃	千葉県松戸市千駄堀471番地 〃	
この頁の小計			80,	249 〃				
その他の支出			63,	589				
合計			143,	838 〃				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 1 組織活動費 2 選挙関係費 3 機関紙誌の発行事業費 4 宣伝事業費 5 政治資金パーティー開催事業費 6 その他の事業費 ⑦ 調査研究費 8 寄附・交付金 9 その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (調査研究費)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
航空券代			302,	900	H30. 9. 20	株式会社阪急阪神ビジネストラベル	東京都港区芝浦3-9-1 芝浦ルネサイトタワー3階	
保険料			12,	140	H30. 10. 12	京成トラベルサービス㈱東京支店	東京都台東区柳橋2-4-2 宮木ビル5階	
この頁の小計			315,	040				
その他の支出			5,	976				
合計			321,	016				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その17）

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　考
ア　土　地	☐	☑	
イ　建　物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	☐	

注意 (1) すべての団体が提出するものであること。
(2) 団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3) 「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表（その18）に記載すること。

全団体必要

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) ア 土地　イ 建物　ウ 地上権等 エ 動産　オ 預金等　カ 金銭信託 キ 有価証券　ク 出資　ケ 貸付金 コ 敷金　サ 施設利用権等　㋑ 借入金					
摘要	金額					年月日	備考
		十億	百万	千	円		
生方幸夫			2,	080,	000		
この頁の小計			2,	080,	000		
合計			2,	080,	000		

注意 (1) 資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2) 「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

領収書等の写し
政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 31 年 4 月 15 日

政治団体の名称　**情報社会に向けて新しい政治を創る会**

会計責任者の氏名　**福島　靖男**　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成31年 4月12日

情報社会に向けて新しい政治を創る会
代表　生方　幸夫　殿

登録政治資金監査人 吉田安介

登録番号　第3313号
研修終了年月日　平成21年12月18日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、情報社会に向けて新しい政治を創る会の平成 30 年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、情報社会に向けて新しい政治を創る会の主たる事務所（千葉県松戸市岩瀬 153－1 アセッツ松戸 1 階）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

情報社会に向けて新しい政治を創る会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上